一〇五　租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三五

一〇六　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三六

一〇七　租税特別措置法第十一条の六第一項及び第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する件　三一　67　四三六

一〇八　租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件　三一　67　四三六

一〇九　租税特別措置法施行令第十九条の二第三項に規定する住宅等の取得に要する資金の長期の貸付けの業務を行う法人を指定する件を廃止する件　三一　67　四三六

一一〇　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三六

一一一　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三七

一一二　登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三七

一一三　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一　67　四三七

一一四　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件　三一　68　一三六

一一五　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三一　68　一三六

一一六　関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件　三一　68　一三六

一一七　関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十二年度における限度額等を定める件　三一　68　一三七

一一八　輸入数量に基づく特別緊急関係の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件　三一　特9　七一

一一九　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件　三一　特9　七一

一二〇　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件　三一　特9　七一

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件　三〇　66　三

財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省

一　特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件　三〇　66　八

財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省

一　特定事業者責任比率の一部を改正する件　一八　55　二四

二　再商品化義務総量の一部を改正する件　一八　55　二五

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　一八　55　二五

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　一八　55　二五

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　一八　55　二六

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　一八　55　二七

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件　一八　55　二七